

日証協（自）2024 第 46 号  
日証協（エ）2024 第 28 号  
日証協（公）2024 第 23 号  
2024 年 6 月 17 日

内部管理統括責任者 殿

日 本 証 券 業 協 会  
常務執行役 自主規制本部長 松本 昌男

**四半期報告書制度の廃止を踏まえたコンフォートレターの取扱いについて**  
**— 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 —**

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、協会員から照会のあった下記 I の照会事項について、下記 II のとおり回答いたしましたので、御通知いたします。

記

I. 照会事項

有価証券の引受け等に関する規則（以下「引受規則」という。）第 12 条第 5 項では、主幹事会員が引受審査を行うに当たり、有価証券届出書等に記載される財務情報の正確性、当該財務情報の事後の変動に係る調査等を行うため、監査人からコンフォートレターを受領するものとしている。

金融商品取引法改正（2023 年 11 月 20 日改正、2024 年 4 月 1 日施行）に伴う四半期報告書制度の廃止により、第 1・第 3 四半期報告書は第 1・第 3 四半期決算短信にそれぞれ一本化されるとともに、第 1・第 3 四半期決算短信に記載される第 1・第 3 四半期財務諸表の監査人によるレビューは原則任意とされた。この改正により、発行者は、直近の四半期財務情報として、第 1・第 3 四半期の財務情報を有価証券届出書等に記載せず、又は監査人によるレビューを受けていない第 1・第 3 四半期の財務情報を有価証券届出書等に記載したうえで、株券等又は社債券等の募集又は売出し（以下「募集等」という。）を行うことも可能となった。

発行者が任意のレビューを受けずに第 1・第 3 四半期の財務情報を有価証券届出書等に記載する場合には、監査人から当該四半期財務情報に係るコンフォートレターを受領できないことが想定される。

この場合、主幹事会員が、有価証券届出書等に記載する第 1・第 3 四半期の財務情報に係るコンフォートレターを監査人から受領せず、有価証券届出書等に記載する直近事業年度の財務諸表（中間財務諸表を記載する場合は中間財務諸表を含む）に係るコンフォートレターを監査人から受領することは、引受規則第 12 条第 5 項に違反しないと解してよい。

【照会事項に対する当社の考え方及び照会理由】

金融商品取引法改正により、発行者は、直近の四半期財務情報として、第1・第3四半期の財務情報を有価証券届出書等に記載せず、又は監査人によるレビューを受けていない第1・第3四半期の財務情報を有価証券届出書等に記載したうえで募集等を行うことも可能となった。

専門業務実務指針「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」（日本公認会計士協会）等を踏まえると、監査人による監査又はレビューを受けた財務情報のみがコンフォートレターの対象となると考えられることから、発行者が任意のレビューを受けずに第1・第3四半期の財務情報を有価証券届出書等に記載する場合、当該四半期財務情報に係るコンフォートレターを監査人から受領できないことが想定される。

引受規則第12条第5項では、主幹事会員が引受審査を行うに当たり、監査人からコンフォートレターを受領することとされているが、この規定は、レビューの対象となっていない財務情報についてまでその受領を求めるものではないと考えられる。

したがって、発行者が任意のレビューを受けずに第1・第3四半期の財務情報を有価証券届出書等に記載する場合、主幹事会員が、有価証券届出書等に記載する第1・第3四半期の財務情報に係るコンフォートレターを監査人から受領せず、有価証券届出書等に記載する直近事業年度の財務諸表（中間財務諸表を記載する場合は中間財務諸表を含む）に係るコンフォートレターを監査人から受領することは、引受規則第12条第5項に違反しないと解される。

なお、営業ルール照会制度に基づく照会としては上記のとおりであるが、今般の四半期報告書制度の廃止を踏まえ、当社が主幹事会員を担う場合には、次のとおり対応することを想定している。

- (1) 投資者への情報提供の十分性及び財務情報の正確性を確保する観点から、必要に応じて、発行者に対して監査人から任意のレビューを受けるように依頼し、監査人からコンフォートレターを受領したうえで、直近の四半期財務情報として、第1・第3四半期の財務情報を有価証券届出書等に記載するように要請する。

四半期財務情報を有価証券届出書等に記載する必要性並びに当該四半期財務情報に係るレビューの実施及びコンフォートレターの作成を発行者及び監査人に依頼する必要性については、個別案件ごとの判断となるが、例えば、これらの必要性が高い場合として、次のものが考えられる。

- ア) 株券等の募集等を行う場合（引受規則において引受審査項目として「業績の見通し」が規定されていること。また、一般に直近の四半期財務情報は投資者の投資判断に資するものであるところ、株券等の性質上、当該四半期財務情報に基づく投資判断が株券等の価格形成に与える影響が大きく、特に投資者にとって重要性が高いと想定されるため）

なお、新規公開会社については、上場会社に比べて、発行者の詳細な財務情報開示や会計監査実施の実績が少ない傾向があるとともに、発行者の業績

変動が大きい傾向がある。そのため、レビュー済の四半期財務情報を有価証券届出書等に記載する必要性等は特に高いと考えられるため、基本的にすべての案件において、レビューを実施しコンフォートレターを作成したうえで四半期財務情報を有価証券届出書等に記載することが適切と考える。

イ) 社債券等の募集等のうち、発行者の財政状態に急激な変化がある場合

(2) 発行者におけるコスト、準備期間等の理由から、発行者が任意のレビューを受けることが困難な場合において、第1・第3四半期の財務情報を有価証券届出書等に記載する場合には、当該四半期財務情報の正確性を確認するために必要と考えられる手続き（例えば、経営者確認書の取得、発行者や監査人への追加的な調査等）を行う。また、この場合には、四半期財務情報につきレビュー及びコンフォートレターを受けている場合と比べて引受けに係るリスクが高まり得るため、金融商品取引法第17条に規定する「相当な注意」の観点も考慮したうえで、より慎重な引受け判断が必要であることに留意して引受けを行う。

## II. 照会事項に対する回答

貴見のとおり解して差し支えありません。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：日本証券業協会 エクイティ市場部（TEL 03-6665-6770）